

(頭書)

## ガス供給契約書（案）

- 1 件 名 福岡市役所市庁舎ガス供給
- 2 契 約 期 間 令和 7 年 6 月 の検針日翌日から  
令和 8 年 6 月 の検針日まで
- 3 契 約 単 価 別表 1
- 4 契 約 保 証 金 免除

上記のガスの供給について，発注者と受注者は，各々の対等な立場における合意に基づいて，別添の条項によって公正な契約を締結し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し，当事者記名押印の上，各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号  
福岡市  
福岡市長 高 島 宗 一 郎 印

受注者 所 在 地  
商 号 又 は 名 称  
代表者役職氏名 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書及び別紙の特約条項を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（仕様書及び別に仕様書に対する質問回答書その他関係書類がある場合はこれらを含めた書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）のうち、発注者が仕様書に定める供給期間（以下「供給期間」という。）中、発注者に供給するものとし、発注者は、受注者にその対価（以下「ガス料金」という。）を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約により知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる用語は、特別の定めがある場合を除き、ガス事業法（昭和29年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(請求等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める請求、通知、承諾及び解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った請求等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を、あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、発注者が定めるところにしたがって、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第6条の規定に基づき主務大臣の認可を受けて設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して同時にガス料金請求債権を譲渡する場合（仕様書等に譲渡を禁止する規定がある場合を除く。）は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定に基づいてガス料金請求債権の譲渡を行った場合、発注者のガス

料金の支払による弁済の効力は、福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）第40条第1項の規定に基づき、支出担当者が支出命令書を会計管理者又は区会計管理者に送付した時点（公営企業会計にあっては、当該会計の規則等に基づき支払伝票等を企業出納員に送付した時点）で生ずるものとする。

（仕入等の禁止）

第4条 受注者は、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び第11条の2第1項第1号から第8号までのいずれかに該当する者にこの契約の履行に関する業務の一部を委任し、若しくは請け負わせ、又は当該者から資材、原材料等を仕入れてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（託送供給契約等により生ずる債務の負担）

第5条 受注者が一般ガス導管事業者と託送供給契約等を締結し、発注者にガスの供給を行う場合において、当該託送供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務（発注者に起因し生ずる金銭債務を除く。）は、受注者が負担するものとする。

（予定ガス使用量）

第6条 発注者の予定ガス使用量は、仕様書等に定めるとおりとする。

2 発注者のガス使用量は、都合により前項の予定ガス使用量を増減することがある。

（予定最大時間流量）

第7条 予定最大時間流量については、仕様書等に定めるとおりとする。

（ガス使用量の計量）

第8条 ガス使用量の計量は、仕様書等に定めるとおりとする。

（ガス料金の算定）

第9条 ガス料金の算定方法は、仕様書等に定めるとおりとする。

（ガス料金の支払い）

第10条 受注者は、ガス料金の算定後速やかに当該月に係るガス料金の支払いを書面にて請求することとする。この場合において、受注者は、当該書面にガス料金の内訳を明記しなければならない。

2 仕様書等において請求書の送付先が複数指定されている場合においては、受注者は、前項の規定による請求を行うときに、その指定された場所にそれぞれの請求書を送付しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から30日以内にガス料金を支払わなければならない。この場合において、発注者は、1施設毎の請求金額を合算し、まとめて支払うことができる。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（事情変更）

第11条 発注者及び受注者は、この契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、発注者と受注者とが協議の上、この契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上書面により定めるものとする。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力によらないで、ガスの供給をする見込みがないと認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 第14条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等関与に対する発注者の解除権)

第12条の2 発注者は、福岡県警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下この項において「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下この項において「構成員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (8) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 受注者が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方と

していた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項第9号の規定により、下請契約等が解除されたことにより生じる当該契約当事者の損害その他同号の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約解除の日から供給期間の満了日までに係るガス予定使用量を基に算定したガス料金の総額（算定に当たっては、原材料費調整額は含めないものとする。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第13条 この契約の契約期間が2年度以上にわたる場合は、発注者は、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合はこの契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除する場合は、必要に応じて受注者に契約解除金を支払うものとする。

- 3 契約解除金の額は発注者と受注者とが協議して定める。

第14条 発注者は、契約期間の間、第11条、第11条の2第1項及び前条第1項の規定によるほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第16条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、この契約が解除された場合において、発注者が既にガスの供給を受けている場合は、当該供給に相応するガス料金を受注者に支払わなければならない。

3 前項のガス料金は、発注者と受注者とが協議して定める。

(談合等の不正行為に対する違約金)

第17条 受注者が、次に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、仕様書等に定める全ての月のガス予定使用量を基に算定したガス料金の総額（算定に当たっては、原材料費調整額は含めないものとする。）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、発注者が当該超える額の支払いを請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に存続するものとする。

4 発注者は、受注者が第1項各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(相殺)

第17条の2 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者

が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(福岡市契約事務規則等の遵守)

第18条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、福岡市契約事務規則（昭和39年福岡市規則第16号）その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(規定外の事項等)

第19条 次に掲げる事項について、特約条項を別に定めた場合は、当該特約条項が第1条から前条までの規定に優先して適用されるものとする。

- (1) ガス料金の支払い期限
- (2) ガス料金の支払いが遅れた場合に適用する遅延利息の率
- (3) ガス料金の日割計算

- 2 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別表 1

| 検針月  | 基本料金（円） | 基準単位料金（円／m <sup>3</sup> ） |
|------|---------|---------------------------|
| 7 月  |         |                           |
| 8 月  |         |                           |
| 9 月  |         |                           |
| 10 月 |         |                           |
| 11 月 |         |                           |
| 12 月 |         |                           |
| 1 月  |         |                           |
| 2 月  |         |                           |
| 3 月  |         |                           |
| 4 月  |         |                           |
| 5 月  |         |                           |
| 6 月  |         |                           |